希望の里・陸前高田産業復興事業協同組合（仮称）設立準備会を開催

復興に向けたイメージ図
（陸前高田市震災復興計画より）

東日本大震災の被災地の中でも、特に被害が甚大であった陸前高田市の産業復興を目指し、陸前高田市内の商工業者が集い、2 月 8 日に（仮称）希望の里・陸前高田産業復興事業協同組合の設立準備会（発起人代表：有限会社山城運輸　代表取締役　加藤隆 氏）が開催された。

組合設立の目的は、東日本大震災の大津波によって奪い去られた風景・町並みを昔のままに取り戻すのではなく、明治維新の志士に習って新たなる陸前高田市の町並み形成と産業を創造すること。その会員相互の人的ネットワーク・情報・知識・経験・叡智の全てを組合に持ち寄り、参加企業の事業再開・再建の道を模索するとともに復興関連補助金への共同申請、経営改善の勉強会の開催、経費削減の共同企画などにより早期復興を目指すもので「皆は一人のために・一人は皆の為に」を合言葉に陸前高田市の企業を主力として一致団結、スクラムを組んで復興へ挑戦する。

当日、参加予定企業約 50 社（建設業、製造業、運輸業、印刷業、小売業、サービス業等）の他、岩手県、陸前高田市役所、陸前高田商工会等の関係者も集まり、発起人による設立の趣旨説明と中央会から組合の設立について説明を行った。

今後の予定は、公募が予定されているグループ補助金への申請に向けた勉強会の開催を進めつつ、組合の共同経済事業の立ち上げについて、発起人会等を通じて、具体化していく予定であり、本会としても当組合を通じて陸前高田市の産業復興を支援する。

「商店街型」グループ補助金活用へ動き出す

宮古市内の商業者グループによる再建への取組みが加速している。

平成 24 年度の岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助金）への申請に向け、宮古市の商業者、行政、中小企業支援機関が協力体制を整え事業計画作成に取り組んでいる。

グループでは、地域の人々の交流を促進する社会的機能や中心的な商業機能を果たすこと等を考慮し、宮古市の平成 13 年の TMO 構想による末広町・中央通りの商店街を中心とした中心市街地をグループとすることを検討している。

既に、宮古市による事業者への説明会が終了し、事業者に対する個別相談会、申請書記入説明会を開催している。グループの構成員は 100 事業所を超える規模になると思われる。

グループの構成員は、これまで、街なかガイドマップの作成やスタンプラリー、歳末売り出しやプレミアム商品券、復興市イベント等様々な共同事業を実施している。全体計画は、「復興に向けた計画の発展性」、「地域全体の波及効果」等を盛り込んだ内容とする。

中央会では、個別相談会・申請書記入説明会へ職員を派遣し、当グループとの連携を図りながら補助金申請に向けた支援を行っている。

仮設調剤薬局 順調な滑り出し ～協同組合宮古ファーマシー～

協同組合宮古ファーマシー（熊谷壮一郎理事長）は、仮設診療を実施している県立山田病院の隣地に、仮設の調剤薬局「山田調剤薬局」を昨年７月４日に開設、病院発行の処方箋に応じた調剤業務・服薬指導等を実施している。

組合では、東日本大震災津波により組合員店舗の大半が被災し、調剤薬局の運営が危ぶまれる中、熊谷理事長をはじめとする組合幹部は「地域のために地域の薬剤師が薬局を出さなければならない」と大同団結、組合自己資金にて同薬局を開設。

オープン以降、来局患者数も順調に経過し、まずまずの滑り出しを見せるなど、薬剤師等で組織される事業協同組合が主体となり行う復興活動の一手法として、同組合の活動は極めて注目される。

(協)宮古ファーマシーが開設した「山田調剤薬局」

震災対応移動中央会を開催

本会では、東日本大震災の影響により、著しい経営環境の変化に直面した沿岸地区の組合及び組合員企業等の早期の復興を後押しするため、昨年４月から「震災対応移動中央会」を開催している。

２月期は、国・県の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の募集が３月内公募を予定していることから、県経営支援課担当職員による概要紹介を行うとともに、同補助事業の計画策定等に関する本会支援等について、本会職員から周知説明を行った。また、東北経済産業局地域経済課（復興対策チーム岩手県担当）より下田浩課長補佐らが同席、グループ補助金に関する国側の考え方等適宜アドバイスを得るなど、各所とも活発な質疑応答が行われた。

宮古・久慈地区は２月９日～１０日に、また、大船渡・釜石地区では１３日～１４日にかけ開催、延べ４回で１１０名余の参加を得、同施策への関心の高さが窺えた。

製造・小売等様々な業種が参加した宮古会場

７０名近くの出席者を得た大船渡会場の様子

組合代表者会議を開催

２月７日（火）、盛岡市のホテル東日本において、中小企業を取り巻く経済の動向を把握し、業界の発展と地域振興に資することを目的に、「平成２３年度組合代表者会議」を開催し、組合代表者をはじめ組合関係者など１００名が出席した。

会議は２部構成。第１部は、各業界・組合がおかれている現状や課題について共通認識を深める場である「業種別会議」。同会議は、建設・製造業（参加者２２名）、商業（同２２名）、流通・サービス業（同１７名）の３グループに分かれ、組合及び構成員企業の抱える金融・雇用等の経営上の諸課題や国・県・中央会等に対する意見・要望をいただいた。

特にも、震災復興需要への対応に係る資材・人手不足の現状や、資金繰り支援策の拡充及び復興関連補助制度の要件緩和、悪化する雇用情勢への対応等、中小企業が直面する諸課題に関して数多くの意見が出された。

業種別会議（建設・製造業）

業種別会議（商業）

業種別会議（流通・サービス業）

第２部は、岩手県政策地域部政策推進室 政策監 大平 尚氏が「国際リニアコライダー計画と東北復興～世界に一つの研究拠点が生み出す波及効果～」をテーマに講演。新たな関連産業の創出や雇用の発生等による経済効果は５兆円を超えるなど、計画が東北復興に果たす可能性について夢のあるお話しを賜った。

講演会には、岩手県商工労働観光部経営支援課総括課長 松川章氏、商工中金盛岡支店長 大藪雅彦氏、岩手県信用保証協会 常務理事 笹木正氏のご出席をいただいた。

谷村会長のあいさつ

講演する大平氏

熱心に聴き入る会場

会議終了後は、今年の中小企業組合及び組合員企業の発展を祈念し、新春交賀会を兼ねた交流会を開催した。

松川総括課長による挨拶

商工中金大藪支店長による挨拶

乾杯！

岩手県の平成 24 年度当初予算について

来年度の県の一般会計予算を審議する県議会の予算特別委員会が始まった。県では、「いわて復興元年予算」と位置づけ、震災対応に要する経費を最大限に措置した結果、予算規模は当初予算として過去最大の１兆1,183 億円となっている。その概要は以下のとおり。

平成２４年度当初予算案（一般会計）の状況

～いわて復興元年予算～

東日本大震災津波からの復旧・復興、さらにはその先にある「希望郷いわて」の実現に向けて、「復興計画」と「いわて県民計画」を着実に推進

◇ 震災対応に要する経費を最大限措置した結果、予算規模は当初予算として過去最大の１兆１，１８３億円
◇ 震災対応分の予算は、平成２２年度以降の３ヵ年で１兆１，６３４億円を計上
　平成２４年度は、震災対応経費のうち、復旧・復興関係経費を増額し、復旧・復興施策を力強く推進
◇ 通常分の予算は、前年度比６．１%減
　公債費などの義務的経費が増となる一方、政策的な事業に要する経費を、選択と集中により厳選して計上

予算の規模

（単位：億円、%）

	平成24年度当初予算	平成23年度当初予算	増減額	増減率
総 額	11,183	6,953	4,231	60.9
震災対応分	4,652		4,652	皆増
通常分	6,532	6,953	△421	△6.1

震災対応分の予算額の推移

（単位：億円、%）

	平成24年度当初予算（震災対応分）	平成23年12月現計予算（震災対応分）	平成22年2月現計予算（震災対応分）	合計
総 額	4,652	6,848	134	11,634
復旧・復興	4,583	3,984	40	8,607
災害救助等	69	1,687	95	1,851
基金積立	0	1,177	0	1,177

予算額の推移

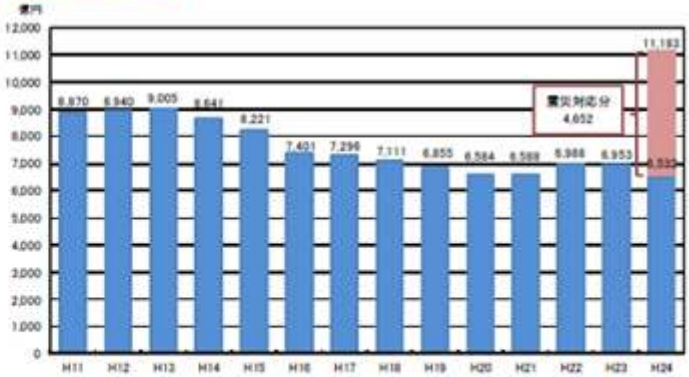

※ H11・15・19・23年度は、当初予算が骨格予算のため6月現計予算額。H23年度は、当初予算と第4号補正予算の合計額（実質的な当初予算額）となっています。
各年度の肉付け予算の規模…H11 200億円、H15 138億円、H19 303億円、H23 137億円
また、H19年度以前の予算額は、公債管理特別会計繰出分を除いた予算額となっています。

「いわて復興元年予算」における取組の概要

～ 被災者一人ひとりに寄り添い、岩手の復興を力強く推進 ～

「安全の確保」

■ 防災のまちづくり

☆「多重防災方まちづくり」による安全で安心な防災都市・地域づくりの推進

→災害廃棄物の撤去及び処理
→湾口防波堤や防潮堤など津波防災施設の復旧・整備、水門等の遠隔操作化
→防災拠点となる公共・民間施設への再生可能エネルギー導入の支援
→市町村が行う放射性物質の除染作業への助成や県立学校施設における汚染された土壌等の除染の実施　など

■ 交通ネットワーク

☆復興道路や鉄道等の災害に強い交通ネットワークの構築

→復興道路をはじめとする災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築、インターチェンジ等へのアクセス道路の整備
→三陸鉄道の車両や駅舎の整備など全線運行再開に向けた復旧工事への補助　など

「暮らしの再建」

■ 生活・雇用

☆被災者の生活の安定と雇用の維持・創出

→災害復興公営住宅等の早期整備
→住宅の新築・購入費用の助成など、被災者の生活再建に対する支援
→被災者の雇入れに係る費用に対する助成

■ 保健・医療・福祉

☆災害に強く、質の高い保健・医療・福祉体制の整備や被災者の健康維持、こころのケアの推進

→被災地の医療施設の移転・新築等や被災した診療所等の機能回復への補助　など

■ 教育・文化

☆きめ細やかな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

→臨床心理士等のｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰの配置など

■ 地域コミュニティ

☆コミュニティの再生・活性化へ向けた支援

→地域住民が愛着と誇りを持ち創りあげるまちづくりへの支援

「なりわいの再生」

■ 水産業・農林業

☆漁業協同組合を核とした漁場・養殖業の構築及び産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

→被災した漁船及び漁具の復旧整備への支援
→被災した漁港施設、養殖施設、水産業共同利用施設等及び海岸保全施設の復旧　など

☆地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

→農地・農業用施設の復旧　など

☆地域の木材を活用する加工体制等の再生

→原木やチップの流通に係る輸送費への助成

■ 商工業

☆被災地の中小企業等への再建支援

→二重債務問題の解消に向けた取組の実施
→被災した中小企業の早期復旧への助成
→中小企業等の事業再建に向けた融資の実施

■ 観光

☆地域資源を活用し、県内全域への誘客を促進

→「いわてﾃﾞｽﾃｨﾈｰｼｮﾝｷｬﾝﾍﾟｰﾝ」の実施　など

平成23年度若手経営者連携交流フォーラム　開催

基調講演に熱心に耳を傾ける参加者たち

２月１日(水)、盛岡市のホテルルイズにおいて本会と岩手県中小企業青年中央会との共催により、平成23年度若手経営者連携交流フォーラムを開催した。

基調講演にさきだち、今年度岩手県中小企業青年中央会に加入した２団体(岩手県液化ガス事業協同組合青年部会”Next”、岩手県農業機械商業協同組合青年部会)を紹介。両団体の代表より、設立の経緯及び今後の取り組み予定について発表。

基調講演では、陸上自衛隊岩手駐屯地司令業務室　菊地室長を講師に迎え、「138日間の震災復旧支援活動と求められる危機管理」と題して講演いただいた。

講演では、自衛隊の活動や災害派遣の三原則及び考え方や、東日本大震災での自衛隊の幅広い活動内容について、写真や映像を使いながら説明、さらには個人や企業が整備すべきリスクマネジメント・危機対応等、いかに災害と向き合っていくかについても触れられた。

「高速道路無料化措置延長要望書」を提出

２月１６日、県選出国会議員に対して、「東北高速自動車道路の料金無料化」措置の延長について岩手県中小企業団体中央会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手経済同友会、岩手県経営者協会で要望した。当日は、５団体を代表して岩手県商工会議所連合会元持勝利会長、古澤専務理事が、国会議員の各秘書と面談、要望内容について説明し要望書を手渡した。なお、黄川田議員には直接要望内容を伝えた。

同措置は、東日本大震災の被災者支援を目的に、東北地方の「高速道路料金無料化」措置を行っており、風評被害等による東北地方の誘客減少の対策として本年３月まで延長されていた。

今後、震災の影響で東北地方への交流人口の減少が懸念される。復旧･復興は、ようやく本格的にスタートした段階であり、東北地方はまだまだ先が見えない状況にある。震災からの復興を確かなものとし、他の地方に負けない発展を図るため、産業振興や幹線道路等のインフラ整備はもちろんのこと、交流人口の減少を食い止める観光振興対策等が必要不可欠である。

このような状況を鑑み、以下の項目について要望をしたものである。

<要望事項>
東北高速自動車道路の料金無料化措置の延長
東北各県関連高速道路の無料化措置を平成２４年度から２年間継続すること。

平成 23 年度 共同店舗研修会を開催

２月 20 日（月）、二戸パークホテルにおいて「平成 23 年度共同店舗研修会」を開催した。当研修会は、県内の共同店舗組合を対象に、店舗運営手法やノウハウ習得等を図り、今後の共同店舗運営に資することを目的に開催。

研究講義の部では、㈱インターリスク総研 上席コンサルタント 吉田利秀氏を講師に迎え、「共同店舗における BCP（事業継続計画）・BCM（事業継続管理）の重要性とそのポイント」と題し、BCP の意義、BCP に盛り込むべき内容、共同店舗の状況を踏まえた取り組みの留意点等について解説され、参加した組合役職員 32 名は、熱心に耳を傾けた。

ＢＣＰについて講演する吉田講師

意見交換の様子

引き続き、研究討議の部では、出席各共同店舗における非常時の対応策について意見交換し、想定されていない事態が発生した際の対応事例等、相互に今後のリスクマネージメント手法の参考に資するものとなった。研究討議では、合わせて各共同店舗のリニューアルへの取り組みや環境対応策等、最近の運営状況について意見交換し、活発な討議の場となった。

スタンプ・ポイント研修会 開催

２月 21 日（火）、盛岡市ホテルルイズを会場に「平成 23 年度スタンプ・ポイントカード研修会」を開催した。県内のスタンプ･ポイントカード発行事業を行う組合役職員約 50 名が参加した。

第１部として、東北経済産業局商業・サービス産業課課長補佐　志賀信浩氏を講師に「平成 24 年度の商業関連施策（震災復興関連他）」をテーマに講演。平成 24 年度中小商業関連予算のポイントとして主に中小商業活力向上事業、地域商業再生事業について説明された。

第２部では、日本カード㈱代表取締役社長　信濃義朗氏を講師に「ポイントカードを活用した販売促進策及び震災復興支援事例」をテーマとして講演。全国各地の工夫を凝らした販促事例について、行政や金融機関との連携、ユニークな取り組み等多数紹介された。

震災に対する支援にもポイントカードが利用されるなど多様なサービスが生まれており参加者には大いに参考となる研修会であった。

東北経済産業局商業・サービス産業課課長補佐
志賀　信浩　氏

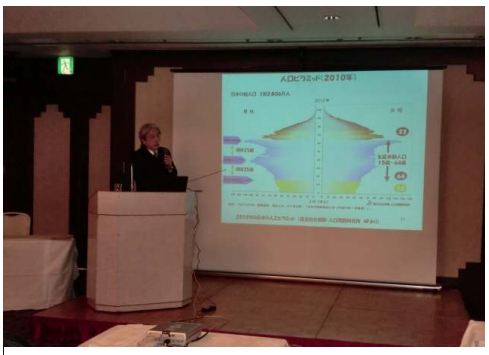

日本カード㈱代表取締役社長
信濃　義朗　氏

復興計画の進捗状況について（岩手県復興局）

岩手県復興局（上野善晴 局長）は、平成 24 年 2 月における復興実施計画の進捗状況を公表した。県では、東日本大震災からの復興を進めるため、平成 23 年 8 月に復興基本計画及び復興実施計画を策定し、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」の３つの原則に基づいた施策の実施に取り組んでおり、その重層的・多角的な進行管理の一環として、計画の実施状況や進捗状況を公表している。

以下に、今回公表された進捗状況の抜粋を掲載する。

Ⅰ.「安全」の確保

１．防災のまちづくり

（１）災害廃棄物（がれき）の処理

■ 生活環境に支障が出る災害廃棄物は、平成 23 年 7 月までに概ね移動を完了。

■ その他の災害廃棄物は、平成 24 年 3 月末を目途に被災現場からの移動を完了させる。

■ 処理については、平成 26 年 3 月末の完了を目途に実施する。

（２）海岸保全施設の復旧・整備

■ 専門的な知見に基づき、津波対策の方向性や海岸保全施設の整備目標等について検討するため、岩手県津波防災技術専門委員会を設置。

■ 海岸保全施設の災害復旧については、災害査定が 12 月 23 日で全て終了。今後は、早期復旧に向けて順次工事を発注し、平成 23 年度から概ね 5 年以内の復旧・整備を目指す。

（３）放射性物質に係る安全対策と風評被害対策

■ 県民の安全・安心及び風評被害の防止を図るため、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康と食の安全・安心を重点項目として、放射線量等を測定、公表している。

■ 放射線量等測定機器の整備を進め、監視体制の整備を進めるとともに、専門家による放射線の影響に関するセミナー等を開催し、放射線等に関する知識の普及を図っている。

２．交通ネットワーク

（１）復興道路の整備

■ 「復興道路」については、3 年間の重点投資、5 年以内の全線開通を国に強く要望してきたところ、国の 23 年度第 3 次補正予算で要望していた全ての区間が新規事業化され、約 607 億円が配分された。

■ 国の 24 年度予算案においても、国全体で約 1,088 億円（国費）が措置されたほか、体制強化を図るため、南三陸国道事務所の新設が盛り込まれた。

○ 復興道路整備状況（平成 23 年 12 月 1 日現在）

路線名	計画延長（km）	供用中		供用中＋事業中	
		延長（km）	率（%）	延長（km）	率（%）
三陸沿岸道路	213	48	22.5%	213	100.0%
東北横断自動車道釜石秋田線	80	30	37.5%	80	100.0%
宮古盛岡横断道路	100	1	1.0%	66	66.0%
合　　計	393	79	20.1%	359	91.3%

Ⅱ.「暮らし」の再建

１．生活・雇用

（１）災害復興公営住宅等の整備

■ 今後、出来る限り基盤復興期間内（平成 23～25 年度）での完成を目指すとともに、市町村の復興まちづくり事業と合わせて行うもの等については、本格復興期間内（平成 26～28 年度）の早期の完成を目指す。

（２）雇用維持・創出と就業支援

■ 平成 23 年度は、震災対応事業分として 10,000 人の雇用創出を予定。

【平成 24 年 1 月 26 日現在の雇用実績（震災対応分）：7,136 人】

２．保健・医療・福祉

（１）医療提供体制の確保

■ 被災地における医療提供機能の回復を図るため、これまでに医科 18 箇所（県立病院仮設診療施設を含む）、歯科 13 箇所の仮設診療所を整備。

（２）地域における高齢者等への支援

■ 応急仮設住宅等において生活する高齢者の生活不活発病等の予防や孤立化の防止を図るため、介護予防教室とふれあい運動教室を陸前高田市、大槌町、岩泉町、大船渡市等で計 52 回開催。

（３）被災者の健康の維持・増進

■ 仮設住宅集会所等において健康相談や栄養相談、口腔ケア指導を平成 24 年 1 月までに計 1,187 回実施。

（４）要保護児童等への支援

■ 沿岸３地区（宮古・釜石・大船渡）に「子どものこころのケアセンター」を設置し、相談受付や児童精神科医による診察対応を行うとともに、幅広く児童に関する相談を受ける巡回相談を計 343 回実施。

Ⅲ．「なりわい」の再生

１．水産業・農林業

（１）産地魚市場の再開状況（平成 24 年 1 月 31 日現在）

■ ①種市（4 月 8 日再開）、②八木（3 月 23 日再開）、③久慈市（3 月 30 日再開）、④野田（7 月 6 日再開）、⑤普代（4 月 5 日再開）、⑥田野畑（11 月 1 日再開）、⑦田老（年度内に復旧・整備を完了予定）、⑧宮古市（4 月 11 日再開）、⑨山田（10 月 20 日再開）、⑩船越湾（10 月 12 日再開）、⑪釜石市（11 月 7 日再開）、⑫大槌（8 月 4 日再開）、⑬大船渡（6 月 1 日再開）

（２）漁港・漁場のがれき撤去や漁港等の復旧・整備

■ 漁港や海岸保全施設の応急的な復旧は完了。また、本格復旧に必要な国の災害査定は全て終了し、順次、本格的な復旧工事に着手している。

（３）農業共同利用施設の復旧・整備支援と農業生産基盤の復旧・整備

■ 農地や水利施設等の応急的な復旧は完了。また、本格復旧に必要な国の災害査定は全て終了し、順次、本格的な復旧工事に着手している。

（４）木材加工施設等の復旧・整備支援

■ 早期の操業再開が可能な合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備については、平成 23 年 12 月 30 日までに全て終了しており、今後は、被害が大きい合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援する。

２．商工業

（１）被災企業に対する金融支援

■ 中小企業東日本大震災復興資金は、被災中小企業者に対し事業再生に必要な資金を円滑に供給するため、県が融資に係る財源を金融機関に貸し付けて被災企業に融資する制度。また、中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業は、この資金を利用する中小企業のうち、罹災証明を受けた企業に対し、融資に係る信用保証料を県が企業に代わって岩手県信用保証協会に支払う補助制度。

○ 貸付等の状況（※平成 23 年 6 月 15 日融資取扱開始）

	平成 23 年度融資枠・予算額	実　績
貸付金	融資枠　500 億円	398 億 1,797 万円（6 月～12 月）
保証料補給額	予算額　4 億 1,472 億円	2 億 9,125 万円（6 月～12 月）

（２）中小企業等復旧・復興支援

■ 県では、発災直後から関係機関と連携し、被災企業に対して、いわゆる中小企業等グループ補助金や仮設工場の整備をはじめ、二重債務の解消など、各種制度により支援している。

３．観　光

（１）全県的な誘客

■ 平泉の文化遺産など本県の魅力を広く情報発信し、観光客の誘客促進に取り組んでいる。

○ 県内主要観光地における観光客の入込状況（平成 23 年 12 月末現在）

平成 23 年（1～12 月）：394.0 万人（前年対比 85.2%）【平成 22 年（1～12 月）：462.5 万人】

復 興 庁　発足

２月 10 日、東日本大震災の被災地再生のため、復興庁が発足した。復興庁は、東日本大震災復興基本法に基づき設置された機関で、内閣総理大臣を長とし、庁の事務を統括するために復興大臣を置く。初代復興大臣には、東日本大震災復興対策担当大臣を務めた平野達男参議院議員が就任した。

復興庁の発足に合わせ、その出先機関となる岩手復興局（県の機関である「岩手県復興局」とは別組織）を盛岡市に設置し、宮古市・釜石市にも支所を設置した。

＜復興庁の組織図＞

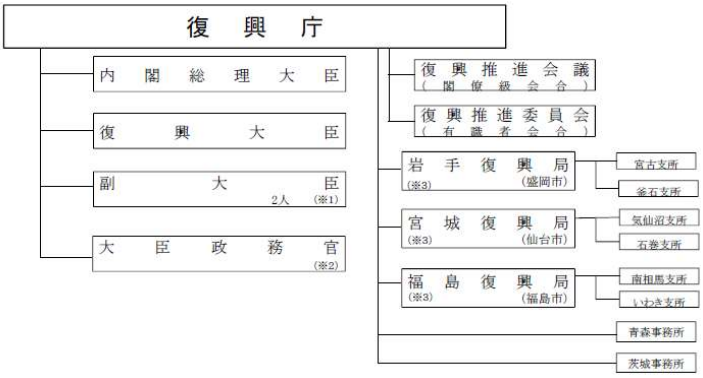

※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

【岩手復興局】	【岩手復興局宮古支所】	【岩手復興局釜石支所】
〒020-0021 盛岡市中央通１－７－２５ 朝日生命中央通ビル６階 TEL：(代表)019-654-6609	〒027-0072 宮古市五月町１－２０ 岩手県宮古地区合同庁舎内	〒026-0043 釜石市新町６－５０ 岩手県釜石地区合同庁舎内

東北の商店街が実施する復興イベントについて

東北経済産業局では、東日本大震災により被害を受けた東北の商店街等が実施する復興イベントについて、取りまとめ公表している。会員組合が主催するイベントスケジュールは下記のとおり。

開催期間	３月３１日（土）まで
事業名	中央通商店街復興イルミネーション
概要	電球２万個を装飾し照明時間に併せて夕市を開催する。照明点等時間：夕方４時～７時、夕市ではタイムセールを実施。
場所	中央通り商店街エリア
主催・連絡先	宮古市中央通商店街振興組合　（TEL：0193-63-5635）
開催期間	３月３１日（土）予定
事業名	郷土芸能の披露・縁日・ミニライブ
概要	被災地域の販促、郷土芸能、ライブイベントの実施
場所	ホテルルイズ・屋外商店街
主催・連絡先	盛岡駅前商店街振興組合　（TEL：019-652-2596）
開催期間	３月２５日（日）まで
事業名	春一番春風セール
概要	地元出身歌手・郷土芸能団体の演舞や廉価なファーストフードの提供及び抽選イベント
場所	グリーンピア三陸みやこ周辺の各たろちゃんハウス
主催・連絡先	たろちゃん協同組合　（TEL：0193-62-3233）

通常総会開催までの手続きについて

平成１９年４月１日より施行された改正組合法により、通常総会開催に必要な決算関係書類等に関する手続きが下記のとおり明確化された。通常総会の招集通知を発出するにあたっては、決算関係書類と事業報告書及び監査報告を合わせて提供しなければならない。以下、本稿では通常総会開催までの手続き等について説明する。

【決算関係書類等に関する手続き】

１．決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

２．理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。

３．組合は、通常総会の２週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない。

１．総会開催までのスケジュール

議案の作成

組合は、「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」及び「事業報告書」を作成しなければならない。（中協法第 40 条第 2 項）

↓

監事への「決算関係書類」、「事業報告書」の提出

組合は「決算関係書類」、「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない。（中協法第 40 条第 5 項）

↓

監事の監査、「監査報告書」の作成・通知

監事は、受領した「決算関係書類」、「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した「監査報告書」を作成し【※1】、理事に対し、「決算関係書類」、「事業報告書」の全部を受領した日から 4 週間を経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日【※2】までに「監査報告」の内容を通知しなければならない。（中協法施行規則第 117 条第 1 項）

【※1】：監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。
会計監査に限定されている監事に対しては、「事業報告書」を監査する権限が与えられていないため、「事業報告書」を提出するか否かは組合の任意である。

【※2】：監査期限は、監事と理事の合意があっても 4 週間を下回る期限を予め定めることは不可。
（ただし、4 週間を下回る日までに監事が理事に監査報告を通知すれば、その時点で監査を受けたことになる。）

↓

理事会招集通知の発出【※3】

理事長は、理事会の会日の 1 週間前【※4】までに、各理事【※5】に対し、理事会招集通知を発出しなければならない。（中協法第 36 条の 6 第 6 項）

【※3】：理事（監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）全員の同意があれば招集手続の省略が可能。（中協法第 36 条の 6 第 6 項において準用する会社法 368 条第 2 項）

↓

【※4】: 短縮が可能(1 週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間。(中協法第 36 条の 6 第 6 項において準用する会社法 368 条第 1 項)

【※5】: 監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない。(中協法第 36 条の 6 第 6 項において準用する会社法 368 条第 1 項)

理事会の開催

理事会においては、通常総会の開催及び議案の議決をするとともに(中協法第 49 条第 2 項)、監事の監査を受けた「決算関係書類」、「事業報告書」の承認を行う。(中協法第 40 条第 6 項)

「決算関係書類」、「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の 2 週間前までに、「決算関係書類」、「事業報告書」を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する。(中協法第 40 条第 10 項及び第 11 項)

総会招集通知の発出【※6】・「決算関係書類」、「事業報告書」及び「監査報告書」の提供

理事長は、通常総会の会日の 10 日前【※7】までに組合員に到達するよう、総会招集通知を発出する(中協法第 49 条第 1 項)。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」、「事業報告書」及び「監査報告書」を添付し、組合員に提供しなければならない。(中協法第 40 条第 7 項)

【※6】: 組合員全員の同意があれば招集手続の省略が可能。(この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要)(中協法第 49 条第 3 項)

【※7】: 短縮が可能。(これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間)(中協法第 49 条第 1 項)

通常総会の開催

2．通常総会の招集

(1) 招集通知とともに提供する必要書類

① 通常総会の招集には、日時、場所及び議案の内容を記載した開催案内とともに、理事会で承認された決算関係書類、事業報告書、監査報告書を併せて提供(書面の場合は郵送)しなければならない。(収支予算や事業計画案などは、事前提供は求めてられていないが、組合が必要と認めた書類を事前に提供することは差し支えない。)

② 定款で定めれば、組合員全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略できる。また、この場合には法令による決算関係書類、事業報告書、監査報告書を組合員に事前に提供する必要はない。

(2) 監査期間について

監事が監査報告を理事に通知するまでの期間は、組合から決算関係書類(業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む。)を提供されてから、原則として 4 週間をあけることとされている。

① 監事に対し、監査報告書を 4 週間以内に提出するよう求めることはできない。
(ただし、監事が自主的に 4 週間以内に監査報告書を提出することは可。)

② 組合と監事との合意により、監査報告書について、監事へ決算書類の提出から 4 週間以降での提出日を事前に決定することは可能。従って、監事の監査に要する期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが必要。

(3) 決算関係書類の備置き

総会開催の 2 週間前までに決算関係書類の備置きをしなければならない。通常総会の招集が全員同意により省略できたとしても備置きする必要がある。

～ 会 員 情 報 ～

村田欣也氏 旭日双光章受章を祝う会開催	二戸市・金田一温泉郷の活性化に向けて
岩手県液化ガス事業協同組合　理事長 岩手県中小企業団体中央会　監事	金田一温泉事業協同組合 （五日市洋 理事長）
2月20日、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにて、村田欣也氏の旭日双光章受章を祝う会が盛大に開催され、村田氏の永年にわたる業界への功績を称えた。 県知事や盛岡市長をはじめ、多くの来賓が臨席したこの会の発起人代表は県商工会議所連合会の元持会長が務めており、本会の谷村会長も発起人の１人として名を連ねている。	座敷わらしで有名な金田一温泉郷で、最盛期のにぎわいを取り戻そうと、金田一温泉地域活性化プラン実行委員会が積極的に活動している。 全国から多くの観光客が訪れていた緑風荘が平成 21 年に全焼し大きなダメージを受けたが、来年には営業再開を予定していることから、温泉郷全体で改めて座敷わらしを軸とした「いで湯の里づくり」を推進していく。

※ お願い：日頃様々な活動をしている組合情報を中央会にお知らせ下さい（担当：統括指導センター池田）

TEL：019-624-1363

～ Ｑ＆Ａコーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題についてＱ＆Ａ形式で紹介。

（質問）

私たちの組合は決算期が３月で、期中に組合員の新規加入と脱退者が数名ありました。年度末を迎えるにあたって、留意するべき手続き等がありましたら教えて下さい。

（回答）

期中に組合員の加入脱退があったということは、組合の出資口数や出資金額にも増減があったことが予想されます。忘れがちな手続ですが、事業年度中に出資の総口数や払込済みの出資総額に変更がある場合は、監事の証明書を付して所管の法務局に変更の登記手続きをしなければなりません。

変更登記とは、登記事項に変更が生じたときに、その事項を登記することをいい、原則として２週間以内に行うことになっています。しかし、「出資の総口数及び払込済出資総額」については、加入脱退の自由の原則に基づき常時変動するものとして、事業年度終了後に一括して登記してもよいことになっており、その<u>登記期間は事業年度終了後４週間以内</u>となっています。

なお、登記手続きを怠ると組合員の役員が 20 万円以下の過料を課せられる場合がありますのでご留意下さい。

【中協法根拠条文】

第八十五条　組合又は中央会（以下この章において「組合等」という。）において前条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

第百十五条　次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

（2）この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

中小企業被災資産復旧事業費補助について

岩手県と沿岸市町村では、東日本大震災津波により被災した地域の経済の復興と雇用の場の回復を図るため、被災した中小企業の店舗・工場等の復旧経費を補助します。

１．制度概要

（１）補助対象事業者

東日本大震災津波により**事業用資産が滅失**し、**沿岸市町村で事業を再開**しようとする中小企業者。

※ 復旧しようとする施設設備が所在していた**事業拠点の主たる事業用資産**（下記（２）の補助対象資産）が滅失していることが要件です。

（２）補助対象経費

滅失した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な**建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置**の取得に要する経費。

※ **取得費が 1,000 千円以上**であることが要件です。

※ 機械及び装置は一部対象とならないものがあります。

（３）補　助　率

補助対象経費の**２分の１以内**の額

（４）補助限度額

製造業・宿泊業（旅館・ホテル）　**20,000 千円**

上記以外の業種　**3,000 千円**

※ 市町村によっては上限額が異なる場合があります。

（５）雇用要件

事業を再開した日の属する年度から起算して **3 ヵ年経過して年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復**していただくことが要件です。

※ 従事者には、経営者等を含みます。

（６）対象期間

平成 23 年 3 月 11 日以降に実施した事業に**遡及して適用することが可能**です。

２．お申込み方法

受付等の窓口は各市町村となりますので、復旧しようとする事業拠点が所在する市町村の担当部署までお問合せ下さい。

※ 申込みの受付開始時期は、各市町村によって異なります。

※ 平成 24 年 3 月から申込み受付開始を予定しているのは「宮古市」及び「久慈市」です。

３．お問合せ先

岩手県商工労働観光部経営支援課（TEL：019-629-5546）

各市町村の担当部署

市町村	担当部署	電話番号
洋野町	水産商工課	0194-65-5916
久慈市	産業振興部　商工観光課	0194-52-2123
野田村	産業振興課	0194-78-2926
普代村	農林商工課	0194-35-2115
田野畑村	政策推進課	0194-34-2111（代表）
岩泉町	経済観光交流課　経済商工課	0194-22-2111（内線 552,553）
宮古市	産業振興部　産業支援センター	0193-68-9092
山田町	水産商工課	0193-82-3111（代表）
大槌町	産業振興課	0193-42-8717
釜石市	産業振興部　商工労政課	0193-22-2111（内線 321,322）
大船渡市	商工観光部　商工観光物産課	0192-27-3111（代表）
陸前高田市	企画部　商工観光課	0192-54-2111（代表）

総じて改善の傾向が見られるが先行きに懸念抱える(平成 24 年 1 月)

〈全体の概要〉

１月は、長期化する円高により厳しい経営が続いているとの報告が多く見られた。また、業種によっては震災の復興需要に伴い仕事量が増加したものの、建設関連業では専門技術者の確保が困難な状況にある。

◆ めん類製造業

小売価格の下落は、引続き継続傾向にある。

◆ 漬物製造業

極端な寒波により消費動向は鈍った。

◆ 木材チップ製造業

超円高による紙市況の低迷、パルプの輸出不振。

◆ 一般製材業

寒波のため作業が大幅に遅れている。また、本格化復興住宅は 4 月以降と見込まれているが、超円高で外材との競争等、不安要素を抱えている。

◆ 生コンクリート製造業

民間需要が堅調に推移しており、沿岸部の災害復旧や公共事業が伸びたことにより出荷量が増加した。

◆ 銑鉄鋳物製造業

豪雪のため小型除雪機械関連部品、電力不足を懸念した大型発電機関連部品等の生産量が増加した。

◆ 金属製品製造業

漁協関係の復旧･復興工事の引合いが増加。職人不足の顕在化、宿泊施設の不足が妨げになりつつある。

◆ 一般機械器具製造業

円高の影響で受注がストップしている製品もあり、依然として受注環境は厳しい状況下に置かれている。

◆ 食肉小売業

温泉地等の宿泊料金低価格化で、ブランド牛肉低迷。長引く不況感での家計費の切り下げと生活防衛、また放射能問題での国産牛肉離れか。

◆ 燃料小売業

イランのホルムズ海峡閉鎖声明以降、需給逼迫、景気後退懸念等により原油価格が値上り。

◆ 野菜・果実卸売業

寒波の影響により野菜･果物とも入荷数量が減少したため、単価は高値傾向であった。

◆ 商店街（盛岡市）

一部の業種で冬物商品の売上が延びたものの、景況不安の中、消費抑制は続いている。

◆ 商店街（一関市）

初売等の消費促進イベント効果のほか、震災の買い控えの反動により売上が増加した。

◆ 旅行業

取扱人数が微増、近場の利用客は増加しているが、遠距離旅行の需要が低調で売上高の確保が厳しい。

◆ 自動車整備業

復興の動きが活発化、大型車両の架装関係が増加傾向。沿岸部の顧客数･車検台数等は減少している。

◆ 塗装工事業

内陸部は休業状態、沿岸部はフル稼働。しかし、宿泊施設が無く、燃料費・職人の疲労等を考えると内陸の事業所が出向くには二の足を踏む。

◆ 板金工事業

発注先の入札予定価格が安く不調、先行きが心配。

◆ 土木工事業

専門技術者確保や資材価格上昇など厳しい状況。

◆ 電気工事業

仕事量は急増しているが人手不足。技術者・技能工確保が非常に困難となっている。

◆ 一般貨物自動車運送業

高速料金無料化措置の恩恵は受けているものの、燃料価格の高止まりの影響は大きい。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比ＤＩの推移グラフ（H23 年 1 月～H24 年 1 月）●

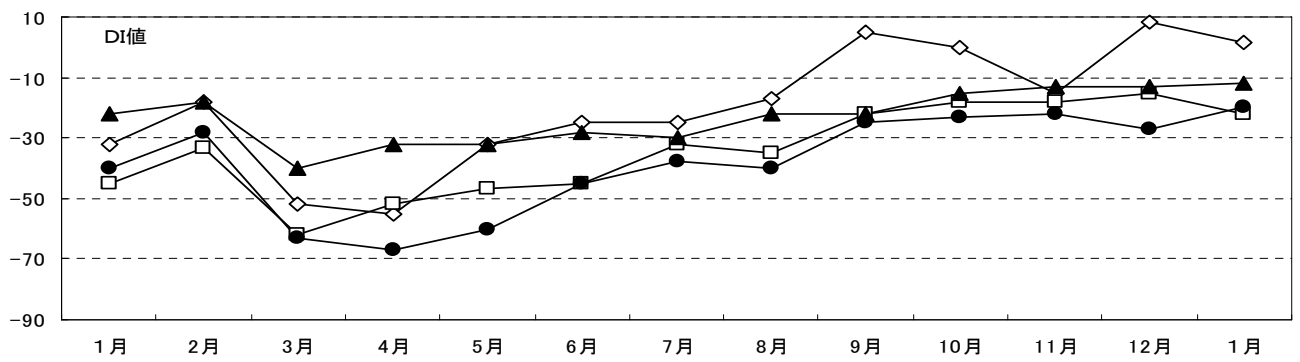

《◇…売上　□…収益　▲…資金繰り　●…景況》

第 57 回中央会通常総会開催(予定)のおしらせ

本会の第 57 回通常総会の開催（予定）をお知らせいたします。

第 57 回岩手県中小企業団体中央会通常総会

開催日時：　平成２４年５月１５日（火）１５：００～
開催場所：　ホテル東日本盛岡
盛岡市大通り３丁目 3-18　TEL 019-625-2131

※ 詳細につきましては別途ご案内申し上げます。　担当：連携支援部　TEL：019-624-1363

～ お知らせ ～　組合の紹介記事や広告を募集中！！

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報(広告)など、掲載してみませんか。情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。

なお、組合紹介やイベント情報の掲載は無料ですが、製品情報(広告)掲載希望の場合は、下記の広告料金が発生いたします。詳しくは本会 統括指導センター 池田 までお問い合わせ下さい。

広告掲載料金及び期間

広告サイズ	新規申込料金			スポット料金
	６回掲載	１０回掲載	１回当りの金額	１回当り
Ａ４：１／12 頁	－	30,000 円	3,000 円	－
Ａ４：１／４頁	42,000 円	70,000 円	7,000 円	8,500 円
Ａ４：１／２頁	54,000 円	90,000 円	9,000 円	10,500 円
Ａ４：１頁	72,000 円	120,000 円	12,000 円	13,500 円

◆主要日誌◆（２月１日～ ２月２９日）

◎中央会主催事業

2/1　若手経営者連携交流フォーラム
2/7　組合代表者会議
2/9　震災対応移動中央会（久慈・宮古地区）
2/13　震災対応移動中央会（大船渡・釜石地区）
2/20　共同店舗研修会
2/21　スタンプ・ポイント研修会

◎関係機関・団体主催行事への出席等

2/2　いわてＤＣ推進協議会運営幹事会
2/6　外国人実習制度推進関係行政機関連絡会議
2/13　いわてＤＣ推進協議会・理事会
2/16　福島・宮城・岩手復興-総合就職支援事業第１回推進協議会
2/17　全国中央会臨時総会
〃　全国中央会事務局代表者会議
2/20　岩手県交通安全対策協議会第２回幹事会
〃　貸付審査委員会
〃　村田欣也氏旭日双光章受章を祝う会
2/24　盛岡市工業振興勉強会
〃　北上市地域商業ビジョン策定委員会
2/25　いわてアグリビジネス研究会設立総会
2/28　６次産業化推進岩手県連携会議
2/29　東京電力㈱原発事故に係る損害賠償等連絡会議